

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

消費税の限界控除が4月から10万円に

Q: 当社は消費税の納付については限界控除があるため、たいした金額にはなっていません。しかし、今度からは限界控除の金額が少なくなると聞きましたが、これについて教えてください。

A: 平成9年4月1日以後開始する課税期間から限界控除制度は廃止されます。

経過措置として平成9年4月1日前に開始し、同日以後に終了する課税期間については、10万円を限度に控除することができます。

また、平成8年4月1日から平成9年3月31日までの間に終了する課税期間のうち、平成8年4月1日以後の期間についても、控除限度額は10万円となります。

【解説】

限界控除制度は、課税売上高が5千万円未満の課税事業者については、納付税額の全部又は一部が軽減されるというものです。

7年度改正により9年からの廃止は決定してはいたものの、平成8年4月1日をボーダーラインとする経過措置は8年度の税制改正案で盛り込まれています。

例えば、12月決算法人で課税期間が平成8年1月～12月である場合、限界控除額が12万円であれば、平成8年1月～3月までは12万円×3/12=3万円、4月～12月までは限度額が10万円のため、10万円×9/12=7.5万円となり、控除額は合計で10.5万円となります。

